

様式第1号（第4条関係）

本巢市本人通知制度登録申込書（新規・更新）

年 月 日

本巢市長 様

申請者 (窓口に来られた方)	住所	〒 ー	
	氏名	◎	
	連絡先	自宅	携帯
申込者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の代理人		

本巢市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条又は第8条の規定に基づき、次のとおり登録を申込みます。

登録者の氏名 (通知を希望する者)	ふりがな	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
生年月日	年 月 日	性別	男・女	
住所(住民登録地) (通知対象)	〒 ー	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
本籍 (通知対象)				
	筆頭者			
連絡先	自宅	携帯		

法定代理人が申請をする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人			
氏名	ふりがな	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
住所	〒 ー	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			

注意

- 裏面の内容をよくお読みください。
- 申請者は、申請の際に次の書類を提示し、その写しを提出してください。
  - 本人であることを証明する書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
  - 法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
  - 法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（様式第2号の委任状「原本」と委任者の本人確認書類「コピー可」）

※次の欄は記入しないでください。

受付	登録	入力(住)	入力(戸)	本人等の確認書類	備考
	<input type="checkbox"/> 住基 <input type="checkbox"/> 戸籍			<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

## 本巢市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、本巢市にこの申込書により登録をした者（以下「登録者」という。）に係る、住民票の写し等を第三者に交付した場合に、その事実について通知するものです。ただし、登録者と同じ住民票・戸籍等に記録又は記載されている方であっても、登録されていなければ、通知の対象になりません。
- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者に本巢市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
- 3 通知書には、次の事項をお知らせします。
  - (1) 住民票の写し等の交付年月日
  - (2) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
  - (3) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- 4 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、本巢市個人情報保護条例の規定に基づき、本人から個人情報開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、同条例の規定の範囲内での情報の開示になります。
- 5 登録を希望する方又は登録された方は、代理人により登録の申込みをすることができます。
- 6 郵便又は信書便による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にできます。
  - (1) 登録を希望する方又は登録された方が疾病その他やむを得ない理由等により直接、申込みをすることができないと市長が判断するとき（医師の診断書等を求める場合があります。）
  - (2) 他の市区町村に居住しているとき
- 7 この申請による登録期間は、申込書受理日の翌日から起算して3年です。（登録期間満了日が市の休日に当たるときは、その翌開庁日までとなります。）引き続き登録を希望される方は、登録期間満了日の1月前から登録の更新をすることができます。（市役所から期間満了のお知らせは行いませんので、ご注意ください。）
- 8 この登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により、登録した住所、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は、届出が必要です。なお、登録された方が海外へ転出、死亡、居所不明等により住民票が削除されたときは、登録を廃止します。

---

※1 「住民票の写し等」とは、住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書をいいます。

※2 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方（国又は地方公共団体の機関及び住民基本台帳法又は戸籍法に基づく特定受任者「弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士」の法人及び個人が受任している事件又は事務で必要である旨の申出をされる場合を除きます。）をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は、本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は、本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。